

主な税制改正の内容

※ 令和8年度（令和7年分）から適用

① 給与所得控除の最低保障額変更 55万円 → 65万円（所得税・住民税共通）

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,900,000円まで	650,000円
1,900,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円（上限）

※ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例も、最低保障額を65万円に変更

② 扶養要件の変更 家族等の扶養に入られる所得要件 48万円以下→58万円以下

※ 扶養要件は、配偶者控除、一般扶養控除、特定扶養控除、老人扶養控除で共通。

ひとり親に係る専従者給与を受けている子の所得要件も58万円以下に変更。

勤労学生の所得要件は75万円以下→85万円以下に変更。

※ 扶養要件の変更については、所得税・住民税共通。

③ 特定親族特別控除の新設（所得税・住民税で共通、ただし一部控除額の違い有り）

大学生等の扶養については、合計所得58万円まで特定扶養控除として扶養に取ることができます。所得58万円を超えても所得が増えるにつれ、所得控除が減少する形で、所得123万円まで所得控除が取られるように特定親族特別控除が新設されました。（配偶者特別控除と同じ仕組み）

特定親族の合計所得金額	所得税控除額	住民税控除額
58万円超 85万円以下	63万円	45万円
85万円超 90万円以下	61万円	45万円
90万円超 95万円以下	51万円	45万円
95万円超 100万円以下	41万円	41万円
100万円超 105万円以下	31万円	31万円
105万円超 110万円以下	21万円	21万円
100万円超 115万円以下	11万円	11万円
115万円超 120万円以下	6万円	6万円
120万円超 123万円以下	3万円	3万円

④ 基礎控除の変更（所得税のみ。住民税は変更無し）

合計所得 132万円以下の方については、基礎控除額が最大の95万円となります。
令和7年分以降、本人の合計所得段階によって基礎控除額が細分化されています。

納税者本人の合計所得金額	控除額		
	令和6年分 以前	令和7年分 令和8年分	令和9年分 以後
132万円以下	48万円	95万円	95万円
132万円超 336万円以下		88万円	58万円
336万円超 489万円以下		68万円	
489万円超 655万円以下		63万円	
655万円超2,350万円以下		58万円	
2,350万円超2,400万円以下		48万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円	0円

※ 扶養要件、扶養控除等の各種変更がありますが、住民税均等割・所得割の非課税要件には変更はありません。